

第1章 総則

第1条(会員規約)

この会員規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。))が提供する「学生生活110番」(以下「本サービス」といいます。))を、第2条所定の会員(以下「会員」といいます。))が利用するにあたって適用されます。

第2条(会員)

1. 会員とは、大学生協の組合員で、所属学生協へ本サービスの所定会費の入金を行い、かつ本サービスへの入会を認められた者をいいます。
2. 会員は、入会した時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

第3条(譲渡禁止等)

会員は、その権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第4条(会員証)

1. 当社は、会員1名につき、1枚の会員証を発行します。
2. 本サービスを利用する場合、会員証の提示が必要となります。
3. 会員証は、会員本人が携帯・使用するものとし、他人に使用させることはできません。

第5条(本サービスの利用期間)

会員の本サービスの利用期間は、会員証が発行された時点から、会員証に表示される有効期限までとします。(留学などによる利用期間の停止はできません。)

第6条(変更の届出)

1. 会員は、氏名等、当社への届出内容に変更があった場合には、すみやかに所属大学生協窓口で変更の届出をするものとします。
2. 前項届出が無かったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第7条(会員証の紛失)

会員は、会員証を紛失した場合、すみやかに所属大学生協窓口へ届出をし、会員証再発行のための手続をするものとします。

第8条(退会、会員資格の取消)

1. 会員の都合により退会する時は、所属大学生協あてにその旨の届出を行うものとし、会員証を返却するものとします。
2. 会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、会員資格の取消を行うことができるものとします。
  - 1) 入会時に虚偽の申告をした場合
  - 2) 本規約のいずれかに違反した場合
  - 3) 組合を脱退した場合
  - 4) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第9条(個人情報)

当社は、登録された会員情報ならびに本サービス利用状況などを第三者に開示・提供しないものとします。なお、登録された会員情報ならびに本サービス利用状況などは下記の利用目的に使用します。

1. 本サービスの提供や、加入者へのご連絡、継続のご案内等のために活用します。
2. 当社が各地の提携業者に駆けつけサービス等を委託する場合において、その業務に必要な範囲の情報を提携業者に提供します。
3. 学生生活をめぐる事故や危険に関する統計資料の作成や、広く注意喚起等を行うために、個人が特定できないような情報に加工して活用します。

第10条(会費・返却金)

1. 会員は、所定の会費を支払うものとします。
2. 会員が以下のいずれかに該当した場合、会費の返却を認めないものとします。
  - 1) 駆けつけサービスを1回以上利用した場合
  - 2) 第8条2所定の理由により退会した場合
3. 会費を返却する場合については、事務手数料を差し引き、退会の届出があった日からの未経過年数分のみを返却するものとします。

第11条(免責)

1. 当社および提携会社は、故意または重大な過失がない限り、本サービスの利用により発生した会員または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。))および本サービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害)に対し、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
2. 海外・離島では、サービスが提供できません。

第12条(規約の変更)

当社は、運営上必要と判断した場合、この会員規約を変更できるものとします。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の会員規約によります。

第2章 安心サービス

第13条(目的)

安心サービスは、会員の様々なトラブルに関して、必要手続きの案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対する情報提供を行うことで、可能な限りトラブル解決をサポートするものとします。

第14条(サービス内容)

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行うものとします。
  - 1) トラブルの解決のために必要となる手続・必要措置等の案内
  - 2) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
  - 3) 保険・補償等の申請手続のサポート
  - 4) その他、トラブル解決のために必要な情報
2. 以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
  - 1) 恋愛・信託など、個人の価値観に関する事項
  - 2) 進学・就職など、大学内にて既に所定の相談窓口が設けられている事項
  - 3) 法令や社会通念に反する事項
  - 4) 法律相談、あるいはそれに準じた対応
  - 5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第15条(利用料金)

1. 会員は学生生活110番コールセンターに対し、本サービス期間内において、無償で問い合わせを行うことができます。
2. 下記に該当する、学生生活110番コールセンターの情報提供後の費用については、会員本人の負担となります。
  - 1) 書類申請等にかかる費用等
  - 2) カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬料等
  - 3) その他、紛争解決のために発生する費用

第16条(免責)

1. 学生生活110番コールセンターが提供する情報は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、会員に強制するものではないとともに、情報の利用についての責任は会員本人に帰属するものとします。
2. 当社および提携会社は、故意または重大な過失がない限り、学生生活110番コールセンターが提供した情報の利用によって生じた会員または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。))およびサービスを利用できなかったことにより発生した会員または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害)に対し、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第3章 事故発生時アドバイス・駆けつけサービス

第17条(内容)

会員が自動車事故等に遭遇した場合、24時間365日学生生活110番コールセンターにて、事故の処理に関する以下のようなアドバイスをを行います。

- 1) 事故証明・保険会社への連絡等、必要となる手続の案内
- 2) 事故に関する一般的な対応方法等の情報提供
- 3) その他、事故を円滑に処理するための情報提供

第18条(免責)

会員が発生した事故の内容により、事故現場への駆けつけが必要と当社が判断した場合、サービススタッフを事故現場に派遣するものとします。サービススタッフは、事故の状況の確認や会員への助言など情報提供を行います。ただし、事故の相手方との仲介・示談交渉等は行わないものとします。

第4章 自動車・バイク ロードサービス

第19条(内容)

- 当社は、会員に対して、緊急性を有する場合には、自動車・バイクのロードサービスを行います。ただし、下記に該当する場合、有料となります。
- 1) ディーラー・修理工場からの回収・依頼
  - 2) 特殊な構造・部品を使用する場合 ※防犯性の高い力キの場合(イモビライザー対応車など)はレッカー対応致します。
  - 3) 自宅または同等の駐車場等からの回収
  - 4) 事故の加害者または保険会社が費用を負担する場合

第20条(免責)

1. ロードサービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情などの理由により、現場急行が遅れる場合または不可能な場合があります。
2. ロードサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
  - 1) 会員本人以外の依頼
  - 2) 会員本人以外が所有者の自動車又はバイク
  - 3) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
  - 4) 車検・整備等を目的とする回収・依頼
  - 5) 違法改造車・飲酒運転等、法律に違反した状態での依頼
  - 6) 長期間保管・放置での回収依頼
  - 7) 法人所有・営業ナンバーの車両
  - 8) 大事故、転落等保有する装備で作業が不可能な場合、牽引不可能な構造の車両および最寄りに搬入場所のない車両の場合
  - 9) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等自動車道の通行が極めて困難な地域および自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域
3. 当社および提携会社は、故意または重大な過失がない限り、下記事項については、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
  - 1) ロードサービス利用の際に生じた車両・住宅の損壊および人身事故等の損害
  - 2) 天候や道路状況によるロードサービスの遅れまたは、現場に到着できない場合の損害

第21条(ロードサービス料金表)

		(税別)	
		一般	会員
基本料金	昼8:00~20:00	¥8,000	無料
	夜20:00~8:00	¥11,000	
出張料金		¥200/km	
積み込み作業			実費
特殊料金			
移動料金		¥600/km	20kmまで無料

- レッカー(移動)料金は20kmまで無料となります。20kmを超えた部分は¥500/kmとなります。
- 部品代・燃料代(ガス欠時)・有料道路料金は実費負担となります。

第5章 カギ・ガラス・水まわりのトラブルサービス

第22条(内容)

当社は、会員に対して、緊急性を有する場合には、カギ・ガラス・水まわりのトラブル解決サービスを行います。ただし、以下の条件の場合、会員サービスとは別に料金が発生します。

- 1) 部品を使用する場合(ガラス・パッキン・薬剤など)
- 2) リフォームなど緊急作業ではない場合

第23条(免責)

1. カギ・ガラス・水まわりのトラブルサービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情などの理由により、現場急行が遅れる場合または不可能な場合があります。
2. カギ・ガラス・水まわりのサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
  - 1) 会員本人以外の依頼
  - 2) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
  - 3) 会員証・免許証・学生証等の身分証明書が住宅物件の名義と一致しない場合
  - 4) 店舗・会社事務所など、住宅物件とは異なる場合
  - 5) 特殊な構造・部品を使用する場合
3. 当社および提携会社は、故意または重大な過失がない限り、カギ・ガラス・水まわりの作業に関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

第24条(カギ・ガラス・水まわりのトラブルサービス料金表)

		(税別)	
		一般	会員
基本料金	昼8:00~20:00	¥8,000	無料
	夜20:00~8:00	¥11,000	
出張料金		¥200/km	
作業料金		実費(通常料金)	

- 部品(ガラス・パッキン・薬剤など)代は実費負担となります。

第6章 自転車のトラブルサービス

第25条(内容)

当社は、会員に対して、下記のトラブルでかつ緊急性を有する場合には、自転車のトラブル解決サービスを行うものとします。

- 1) 自転車のパンク
- 2) 自転車のチェーンはずれ
- 3) 自転車のカギ紛失・故障

ただし、上記のトラブル以外のサービスは提供致しかねます。

第26条(免責)

1. 自転車のトラブルサービスに関して、担当者の作業状況・天候・交通事情などの理由により、現場急行が不可能な場合があります。
2. 自転車のトラブルサービスに関して、下記事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
  - 1) 会員本人以外の依頼
  - 2) 会員本人以外が所有者の自転車の場合
  - 3) 災害・天災・暴動等に起因する依頼
  - 4) 防犯登録のない自転車の場合
  - 5) 特殊な構造・部品を使用する場合
  - 6) 長期間保管・放置での回収依頼
  - 7) 大事故、転落等保有する装備で作業が不可能な場合
  - 8) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、工事用道路等一般車両が通行できない道路、凍結道路、未除雪道路、未整地地域、海浜、河川敷等自動車道の通行が極めて困難な地域および自然保護、環境保全等の見地から、主管大臣等が通行禁止を指定した地域
3. 当社および提携会社は、故意または重大な過失がない限り、下記事項については、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
  - 1) 自転車トラブルサービス利用の際に生じた自転車の損壊および人身事故等の損害
  - 2) 天候や道路状況による自転車トラブルサービスの提供の遅れまたは現場に到着できない場合の損害

第27条(自転車トラブルサービスの料金表)

会員	¥1,000(税込)
----	------------

- 作業費・出張費・カギの開錠・チェーン調整・パンクのパッチ修理までは¥1,000(税込)に含まれます。
- 各種部品代、上記以外の修理代は別途必要となります。